○国土交通省令第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号中「ものに限る。）」の下に「。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。」を加え、同号ロ(2)中「及び次の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書」に、「及び表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書」を「に掲げる構造計算書及び次の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書」に改め、同項第四号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同項第五号中「証明書（」の下に「構造計算書を除く。」を加え、「「証明書」を「単に「証明書」に改め、「。ただし、法第二十条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。」を削り、同項第六号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条第一項の表二(一)の項中「、令第七十七条第四号」を「、同条第三項ただし書、令第七十七条第四号、同条第五号ただし書」に、

令第七十三条第二項に規性審査に必要な事項	令第七十七条第四号に規査に必要な事項

を

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十七条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

に、

圧縮材の	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
鉄筋の配	有効細長比

を

定する構造方法への適合	上主要な部分である接合部並びに継手及び構造方法
定する基準への適合性審	置、径、継手及び定着の方法

に、「、令第七十七条第六号」を「、同条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書、同条第六号」に、

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

を

令第七十三条第二項ただし書に規定	令第七十三条第三項ただし書の構造
令第七十三条第二項ただし書に規定への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造びその算出方法
令第七十七条第五号ただし書の構造	令第七十七条第五号ただし書の構造びその算出方法

を

内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積	内装の仕上げに用いる建築材料の種別
計算の結果及	計算の結果及

に改め、同表(十一)の項中

内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積

を

内装の仕上げに使用する建築材料の種別

に改め、同表(十九)の項から(二十八)の項までの

令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）、令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用する内装の仕上げの部分の面積（以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。）

を

敷地の位置

に改め、同表(二十九)の項中

敷地の位置	
隣地にある建築物の位置及び用途	

に改め、「（天空図の半径は十センチメートル以上とする。）」を削り、同表(三十)の項中

敷地の位置	
隣地にある建築物の位置及び用途	

を

敷地の位置	
敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	
建築物の各部分からの真北方向の敷地の水平距離	

に、

他これらに	
境界線まで	
物の各部分の高さ	
真北方向の敷地境界線まで	

を

平均地盤面からの建築	
建築物の各部分からの水平距離	

に改め、同表